

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

【新規提案事項】

（個票連番）	（具体的改革項目）
2 3 - 1	振替制度の利用促進
2 3 - 2	敬老祝金の支給対象者の見直し
2 3 - 3	決裁規程の見直し
2 3 - 4	事務処理の一元化
2 3 - 5	異動希望自己申告制度の導入
2 3 - 6	人材育成基本方針の策定
2 3 - 7	広域的な人事交流・派遣の検討
2 3 - 8	施設改修計画の策定
2 3 - 9	大谷自然公園
2 3 - 1 0	鞍手町葬祭場
2 3 - 1 1	鞍手町衛生センター
2 3 - 1 2	学校給食の民間委託
2 3 - 1 3	学校用務員委託の廃止

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-1		2.担当専門部会	財政専門部会				
			3.担当部署	税務課・保険課・建設課・福祉課・水道課・下水道課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	1	歳入						
6.小分類（基本目標）	1	収納率の向上						
7.細分類	税及び使用料・手数料等の収納率の向上							
8.具体的改革項目	振替制度の利用促進							
9.実施概要	<p>口座振替制度の促進をするため、啓発活動等により一層の周知を図り、目標達成率を平成21年度までに70%とする。このことにより収納率の向上が期待できる。なお、水道使用料及び下水道使用料は、更なる収納率の向上に努める。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度の主な収納の口座振替率</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民税・・・・・・・・・・26.37% 固定資産税・・・・・・・・48.34% 軽自動車税・・・・・・・・17.94% 国民健康保険税・・・・43.79% 住宅家賃・・・・・・・・・・32.69% 保育料・・・・・・・・・・63.11% 水道料・・・・・・・・・・84.75% 下水道使用料・・・・・・95.20% 							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	口座振替達成率の70%への到達率により評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-2	2.担当専門部会	財政専門部会					
		3.担当部署	保険課					
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5.中分類	2	歳出						
6.小分類（基本目標）	7	経常経費、投資的経費の見直し						
7.細分類		扶助費及び報償費の見直し						
8.具体的改革項目		敬老祝金の支給対象者の見直し						
9.実施概要	<p>敬老祝金について、80歳以上の人に支給しているが、これを80歳・90歳・100歳に達した年に支給をすることとする。ただし、100歳以上は毎年支給する。それに伴う削減目標を、11,744千円とする。</p> <p>平成17年度支給総額 6,591千円 80歳～90歳未満 978人×@ 5,000円 4,890千円 90歳以上 243人×@ 7,000円 1,701千円</p> <p>平成18年度予定額 3,150千円 80歳 181人×@10,000円 1,810千円 90歳 51人×@20,000円 1,020千円 100歳以上 16人×@20,000円 320千円(毎年支給)</p> <p>平成19年度推計 3,440千円 80歳 170人 90歳 65人 100歳以上 22人</p> <p>平成20年度推計 3,820千円 80歳 172人 90歳 76人 100歳以上 29人</p> <p>平成21年度推計 4,210千円 80歳 201人 90歳 69人 100歳以上 41人</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		11,744 千円
						内 訳	A 支出の削減	11,744 千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

敬老祝い金に関する対象者及び交付金額の推移

(単位:円)

年齢	祝い金	18年度		19年度		20年度		21年度	
		対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80歳	10,000	181	1,810,000	170	1,700,000	172	1,720,000	201	2,010,000
90歳	20,000	51	1,020,000	65	1,300,000	76	1,520,000	69	1,380,000
100歳	20,000	4	80,000	6	120,000	7	140,000	12	240,000
101歳以上	20,000	12	240,000	16	320,000	22	440,000	29	580,000
合計		248	3,150,000	257	3,440,000	277	3,820,000	311	4,210,000

(注意:対象者数の増減は、転居及び死亡等の理由により推計できないため、平成17年9月30日現在の人口を年度ごとに計上)

敬老祝い金に関する近隣市町の状況

[平成17年度]

	鞍手町	直方市	小竹町	宮田町	若宮町	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町
敬老祝い金等の支給対象者及び支給額	<祝い金> 80歳～89歳 5,000円 90歳以上 7,000円 【対象者】 1,221人 80歳～89歳 978人 90歳以上 243人	<祝い金>商品券 88歳 30,000円 100歳以上 50,000円 【対象者】 191人 88歳 177人 100歳以上 14人	<祝い金> 88歳 10,000円 100歳以上 30,000円 【対象者】 55人 88歳 50人 100歳以上 5人	<祝い金> 70歳～79歳 3,000円 80歳～89歳 4,500円 90歳～99歳 5,500円 100歳以上 30,000円 【対象者】 4,471人	<祝い品> 80歳 5,000円 88歳 5,000円 99歳 5,000円 【対象者】 176人	<祝い金> 75歳 5,000円 77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円 【対象者】 1,292人	<祝い金> 70歳以上 20,000円 【対象者】 2,500人	<祝い金> 72歳 5,000円 77歳 10,000円 88歳 30,000円 99歳 200,000円 【対象者】 683人 72歳 330人 77歳 271人 88歳 77人 99歳 5人	<祝い金> 77歳 15,000円 88歳 30,000円 【対象者】 433人 77歳 343人 88歳 90人	<祝い品> 88歳 8,000円 100歳以上 20,000円 【対象者】 61人 88歳 57人 100歳以上 4人
備考	総支給額 6,591,000円		平成17年度改正			<祝い品> 90歳以上 対象者 435人	平成18年度改正予定 70歳 10,000円 77歳 20,000円 88歳 30,000円 100歳 100,000円	平成17年度改正	<祝い品> 88歳以上 3,000円 対象者 507人	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	23-3		2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し						
7. 細分類		事務処理方法の改善						
8. 具体的改革項目		決裁規程の見直し						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、事務の簡素化・迅速化について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>実施にあたり、第1段階として、支出負担行為決議書及び支出伝票、調定兼収入伝票について調査した結果、現行では、収入及び支出について500万円以上は町長決裁、500万円未満は助役決裁となっている。</p> <p>別紙資料の伝票件数調べで、総件数が収入では約3,400件、支出は約17,100件で、内、助役決裁は税以外の収入で約3,200件、支出で約16,800件ある。</p> <p>支出については毎月20日前に支出請求書の締切りとなっており、この時期に決裁が集中する。</p> <p>そこで、購入契伺等については現行どおりとし、30万円未満までの決裁権限を所管課局長、病院長（水道課は現行どおりとする。）に委譲したとき、収入約2,900件、支出約15,000件の助役決裁に要する事務処理時間の短縮が図られることから、試行実施する。</p> <p>よって、決裁権限委譲の上限額、購入契伺等の収入・支出に限定したものとするかの検討及び財務規則等の改正を、平成17年度中に行い、試行実施を平成18年度と定め、その結果を公表する。なお、その他の決裁規定についても見直しを行い、庁内分権を推進していくこととし、新たな案件については、実施に関する個表を追加するものとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年4月	
						12. 到達年月	H19年3月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	試行期間終了後、現在の助役決裁の内、収入2,900件、支出15,000件を削減目標とし、その到達率を評価する。					15. 財政的效果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
					C 支出の増額	千円		

収入伝票件数調(会計・款別)

会計名	10,000円	10,000円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	5,000,001円	計
	未満	100,000円	300,000円	500,000円	5,000,000円	以上	
一般会計	1,804	574	165	52	201	87	2,883
国民健康保険事業特別会計	288	22	2	3	34	58	407
老人保健特別会計	0	9	0	0	22	43	74
鞍手町かんがい揚排水施設維持管理運営費特別会計	3	0	3	0	5	2	13
住宅新築資金等特別会計	0	2	0	1	1	0	4
鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	16	11	0	1	0	8	36
鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	3	1	1	0	3	0	8
計	2,114	619	171	57	266	198	3,425

支出伝票件数調

節	10,000円	10,000円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	5,000,001円	計
	未満	100,000円	300,000円	500,000円	5,000,000円	以上	
報酬	1	34	50	5	26	1	117
給料	0	0	20	62	247	24	353
職員手当	459	1,107	194	20	98	19	1,897
共済費	48	431	188	77	86	1	831
賃金	183	849	768	0	12	0	1,812
報償費	266	502	55	4	1	1	829
旅費	499	263	27	2	3	0	794
交際費	0	10	5	0	0	0	15
需用費	1,488	1,787	431	129	120	0	3,955
役務費	446	350	91	3	8	0	898
委託料	147	528	499	96	152	15	1,437
使用料及び賃借料	333	422	76	13	41	0	885
工事請負費	0	1	5	5	101	78	190
原材料費	63	138	12	4	0	0	217
公有財産購入費	0	2	12	4	14	1	33
備品購入費	39	146	66	16	18	0	285
負担金補助及び交付金	308	690	224	114	178	136	1,650
扶助費	307	217	101	14	46	19	704
貸付金	0	0	0	0	2	1	3
補償補填及び賠償金	4	17	20	16	11	2	70
償還金利子及び割引料	16	28	10	6	25	30	115
積立金	3	5	2	0	2	5	17
公課費	7	13	0	1	0	0	21
繰出金	0	0	0	0	5	14	19
計	4,617	7,540	2,856	591	1,196	347	17,147

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	23-4	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し						
7. 細分類		事務処理方法の改善						
8. 具体的改革項目		事務処理の一元化						
9. 実施概要	<p>事務処理方法の改善にあたり、既存の事務の方法や手順について全面的な検証・見直し・改善を行っていく必要がある。しかし、検証・見直し・改善の作業は相当な量となるため、一度に全部を行うのは困難と思われるが、効率的な行政運営を進め、多様化する住民ニーズやますます増大する事務事業に対応していくためにも、セクション主義に囚われない事務改善を行わなければならない。</p> <p>そこで、事務処理のスピードアップと省力化を図るため、現在各課で行っている共通の事務について一元化を図るものとする。</p> <p>各課局の共通の事務項目である給与費支払事務について、現在、各課にて決裁を行っている210件（総務課人事係を除く）を、試行の第1段階として、総務課人事係が決裁まで一括して行うことにより、各課局の係においては事務処理、決裁にかかる時間の節約となる。</p> <p>さらに、試行の検証結果を踏まえつつ個々の事務の見直しを進め、他の事務についても、できるものは一元化を拡大し、事務の簡素化・効率化を推進する。</p> <p>よって、平成18年度に一部試行する。また、一元化ができる事務についての調査を継続し、更なる拡大については検討期間を平成18年度として定め、検討終了後、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加する。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	試行期間終了後、現在の給与費支払事務決裁、210件を削減目標とし、その到達率を評価する。					15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	23-5		2. 担当専門部会	組織機構専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	5	組織機構						
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7. 細分類	人事管理制度の導入							
8. 具体的改革項目	異動希望自己申告制度の導入							
9. 実施概要	<p>人事異動は、様々な経験による能力の開発や活用を通じて、人材の育成と組織の目標を達成する重要な手段であり、地方分権の進展や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、限られた職員の潜在能力を引き出し、職務能力の向上を図って、組織を活性化していくためには、職員の意欲、適性、能力を把握し、適材適所に配置する総合的な取り組みを推進していくことが必要である。</p> <p>その具体的方策としては、採用後10年間は人材育成の観点から、各種職務分野を定期的（2年から3年）にバランスよく経験させ、自己の適性や進路等を見つめさせる機会とし、勤続11年目以降は、職員のチャレンジ精神や意欲の向上を図るため、職員本人から異動希望先の自己申告書を提出させ、それまでの職員の職務能力や適性を把握したうえで全体的な調整を図り、組織全体を活性化する定期異動（3年から5年）を行い、職員配置の適正化を図ることとする。</p> <p style="text-align: center;">異動希望自己申告制度の導入効果</p> <p style="text-align: center;">広い視野、多様な知識の習得が可能となり、バランスの取れた能力開発が図られる。</p> <p style="text-align: center;">自己の適性を見出し、職員の意欲を踏まえたより効果的な職場配置が推進できる。</p> <p style="text-align: center;">業務への積極的な取り組みが促進される。</p> <p style="text-align: center;">職員の潜在的能力を発掘することができる。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間終了後	
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、上記の異動希望自己申告制度の導入効果に照らし、対象職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。					15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-6		2.担当専門部会	組織機構専門部会							
			3.担当部署	総務課							
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進									
5.中分類	5	組織機構									
6.小分類（基本目標）	17	人材育成の推進									
7.細分類	人材育成基本方針の策定										
8.具体的改革項目	人材育成基本方針の策定										
9.実施概要	<p>人的資源、すなわち、高い能力と意欲を持ち、人間的にも優れた職員をいかに育成していくかということが、これからの地方公共団体の行政水準、提供するサービスの質の程度を大きく左右するものである。</p> <p>こうしたことから、地方公共団体全体の力量を高め、町民ニーズに的確に対応した質の高い行政を展開していく上で、「優れた人材を育成する」ための長期的視点を踏まえた人材育成方針を確立し、総合的な施策を計画的に展開していくことが極めて重要となっている。</p> <p>そこで、平成17年度中に人材育成基本方針を策定し、これに基づき、平成18年度以降の人材育成を推進する。</p>										
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年11月				
						12.到達年月	H22年03月				
							13.公表時期	実施期間終了後			
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後、基本方針に基づく各種取り組みの実施状況により評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円			
						内 訳	A 支出の削減		千円		
							B 収入の増額		千円		
							C 支出の増額		千円		

人材育成基本方針の体系

第1章 人材育成システム

研修に関する取り組み
職場づくりに関する取り組み
採用、配置、昇任に関する取り組み（男女共同参画を踏まえたもの）

第2章 人材開発

職員研修（接遇、さわやか運動）
自己啓発
外部派遣研修

第3章 人材育成・能力開発の体制

人材育成推進委員会の設置（組織・機構専門部会を充てる。）
人材育成基本計画（5カ年計画）の策定
職員の責務
管理・監督者の責務
トップの責務

第4章 人材育成基本計画

人事評価制度
評価者研修
昇任資格試験制度
研修規定
派遣・交流研修
自己啓発支援
メンタルヘルス研修等

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-7		2.担当専門部会	組織機構専門部会				
			3.担当部署	総務課				
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	18	人事交流等の推進						
7.細分類	広域的な人事交流・派遣							
8.具体的改革項目	広域的な人事交流・派遣の検討							
9.実施概要	<p>人事交流・派遣は、職員の資質の向上と人材育成に繋がることから、人材育成基本計画の中で、人事交流・派遣研修を位置付け、先進地の公共団体や民間企業との人事交流・派遣を積極的に行っていく。</p> <p>なお、平成18年度中は人事交流・派遣の受け入れ先を探して、人事交流・派遣のネットワークを構築する。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1.人事交流・派遣の受け入れ先について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-8		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		健康増進課・社会教育課・住民課・福祉課・建設課・学校教育課・産業課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	7	管理					
6.小分類（基本目標）	19	施設の改善					
7.細分類		施設の改修					
8.具体的改革項目		施設改修計画の策定					
9.実施概要	老朽化等に伴う、年次施設改修計画書を平成18年度中に作成し、これに基づき、平成19年度以降施設の改善に取り組む。						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	改修計画に基づく、平成21年度までの改修実績により評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-9		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	社会教育課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託の推進						
7.細分類		指定管理者制度の導入						
8.具体的改革項目		大谷自然公園						
9.実施概要	<p>本公園は、管理棟1棟・研修棟1棟・バンガロ - 8棟の外、草スキ - ・遊具・薬草園を有する施設として、平成15年度～平成17年度の3ヶ年計画で事業を実施している。</p> <p>平成18年度より供用開始となる予定であることから、平成17年度中に、管理条例の制定及び施設利用料金の設定を行う。</p> <p>しかし、現時点では具体的な管理・運営方法（事業計画・利用料金等）が定まっていないため、平成18年度の供用開始時点においては、直営で管理・運営し、1年間の管理・運営実績を基に検討し、平成19年度より指定管理者制度を導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年04月	
						12.到達年月	H19年03月	
						13.公表時期	平成18年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-10		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	住民課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類		指定管理者制度の導入						
8.具体的改革項目		鞍手町葬斎場						
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検・夜間警備・消防設備点検・自動ドア点検・燃料費等で、年間5,706千円の支出をしている。</p> <p>また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間10,164千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、15,870千円の支出となっている。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月	
						12.到達年月	H18年03月	
						13.公表時期	平成17年度終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		794 千円
						内 訳	A 支出の削減	15,870 千円
							B 収入の増額	0 千円
							C 支出の増額	15,076 千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-11		2.担当専門部会	施設専門部会					
			3.担当部署	住民課					
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5.中分類	8	運営							
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7.細分類	指定管理者制度の導入								
8.具体的改革項目	鞍手町衛生センター								
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町衛生センターについては、全面の管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転・操作・点検整備等として委託費43,459千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検・自動ドア点検・薬品購入・燃料費等で、年間22,608千円を支出している。</p> <p>衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、2,480千円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、68,547千円となっている。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月		
						12.到達年月	H18年03月		
						13.公表時期	平成17年度終了後		
14.指標 (評価の方法)	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		3,428 千円	
						内 訳	A 支出の削減	68,547 千円	
							B 収入の増額	0 千円	
							C 支出の増額	65,119 千円	

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-12		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	学校教育課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類		民間活用						
8.具体的改革項目		学校給食の民間委託						
9.実施概要	<p>第3次改革の検証において、学校給食共同調理場の施設改善については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>学校給食共同調理場は昭和43年度に建設され、翌年度から小・中学校の完全給食を開始した。</p> <p>現在は正職調理員4名と町雇用のパート調理員7名で調理し、嘱託運転手2名が配送を行っている。また、給食費としての収入は約70,000千円で、管理費は約94,800千円となっている。</p> <p>民間活用の方式としては、「指定管理者制度」「現行施設を使用した民間委託」「業者施設を使用した民間委託」があり、この中で経費削減効果が最も大きいものは「業者施設を使用した民間委託」と考えられる。</p> <p>民間委託を実施するためには、PTA保護者等の関係者の理解を得る必要があり、また、サービスや品質の確保を前提とした、詳細な経費比較を行う必要がある。</p> <p>よって、平成18年度中に検討を行い、平成19年度から「業者施設を使用した民間委託」を行うこととする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年01月	
						12.到達年月	H18年12月	
							13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「業者施設を使用した民間委託」の導入の是非 2. 導入を是とする場合は、その効果について 3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について 					15.財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1.連番	23-13		2.担当専門部会	施設専門部会					
			3.担当部署	学校教育課・社会教育課					
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5.中分類	8	運営							
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7.細分類	直営（業務委託の見直し）								
8.具体的改革項目	学校用務員委託の廃止								
9.実施概要	<p>現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っている。 経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で、年間20,000千円を支出しているが、警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約6,000千円となり、大幅な削減効果が見込まれる。 警備保障会社に委託した場合、用務員が行っている施設の管理（体育館の貸出及び料金収納等）については、文化体育総合施設で集中管理することとする。 よって、平成17年度中に教育委員会で検討し、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。</p>								
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H17年10月		
						12.到達年月	H18年03月		
						13.公表時期	平成17年度終了後		
14.指標 （評価の方法）	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 学校用務員委託の廃止の是非</p> <p>2. 廃止を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 廃止を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15.財政的効果 （再掲） A+B-C		14,000 千円	
						内 訳	A 支出の削減	20,000 千円	
							B 収入の増額	0 千円	
							C 支出の増額	6,000 千円	